

無料消費生活相談室



北部12市町村(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村)では、当該地域にお住まいの方から消費生活に関する相談等に適切かつ迅速に対応するため、平成29年4月から共同で専門の消費生活相談員を名護市産業支援センター内に配置しました。

専門の消費生活相談員の配置

- 相談日** 毎週月・火・木曜日
10時～16時(12時～13時を除く)
※祝祭日、年末年始は休みになります。
- 場所** 名護市産業支援センター3階
(名護市中大1-19-24)
- 電話相談** 0980-53-7518(相談日のみ対応)
- 秘密厳守、個室対応、専門の相談員が対応



☎相談日以外の問い合わせは最寄の役所にお問い合わせください。

- | | | |
|--|--|--|
| 名護市 名護市 商工観光局
0980-53-7530 | 今帰仁村 今帰仁村 経済課
0980-56-2256 | 金武町 金武町 産業振興課
098-968-2645 |
| 国頭村 国頭村 企画商工観光課
0980-41-2101 | 本部町 本部町 商工観光課
0980-47-2700 | 伊江村 伊江村 商工観光課
0980-49-2906 |
| 大宜味村 大宜味村 総務課
0980-44-3001 | 恩納村 恩納村 福祉健康課
098-966-1207 | 伊平屋村 伊平屋村 総合推進室
0980-46-2800 |
| 東村 東村 総務財政課
0980-43-2610 | 宜野座村 宜野座村 観光商工課
098-968-5125 | 伊是名村 伊是名村 商工観光課
0980-45-2534 |

他の相談機関 沖縄県消費生活センター 電話 098-863-9214 相談日時 毎週月～金曜日(土日、祝祭日、年末年始除く) 10時～16時(12時～13時を除く)

トラブル事例

サラ金数社からの借金をしている、借金の元本がなかなか減らない。

「無料」と書かれたサイトをクリックしただけで、自動登録となり請求がきた。

高齢の母親が大量の商品を買わされている。返却することは可能か。

無料点検ができると言われて、点検をお願いすると修繕が必要と言われた。

悪質商法に困っていませんか？

悪質商法の手口はさまざま。うますぎる話には裏があると考え、即答、即決はしないようにしましょう。また、高齢者を狙った被害も増えております。被害にあってしまったたり、判断に迷った場合にはすぐに相談してください!!

高齢者を狙った被害が多発しています!!

悪質業者は多くの高齢者が抱えている「お金」「健康」「話し相手」「住まい」などに対する不安をあおって大切な老後のお金を騙し取ります。
代表的な悪質商法が次のとおりです。



訪問購入

業者が貴金属や呉服の買取のため、戸別に訪ねます。その場では、本人が適正価格が判断することが難しい。書面が、交付されてから、8日間は無条件で解除が可能。

催眠商法

閉め切った会場に人を集め、日用品を破格の値段で次々と販売し、最終的には「買わないと損」という気持ちにさせられ高額商品を購入させられる。出口を阻まれ、購入を強要することもある。

マルチ商法

販売組織に加入した販売員が、知人や友人などを勧誘。連鎖的に会員を増やし、商品やサービスを販売していくもので、必ず儲かる補償はありません。

つぎつぎ販売

1人暮らしの高齢者などに対し、次々と契約を結ばせる販売方法。業者間に契約者の名簿が流れ、複数の業者に勧誘されることもある。

架空請求・不当請求

身に覚えがないのに、電話・メール等で「未払いがある」、「すぐに払え」と請求書を送りつけたり、パソコン画面を一度クリックしただけで「契約完了」などと契約を成立させたように見せかけ高額料金を請求する。

金融商品販売等

「値上がり確実」「絶対儲かる」などと誘い「未公開株」「外貨」「商品先物」を契約させる。電話勧誘による「劇場型」の被害も発生している。

その他にも多くの悪質商法があります!!

借金に関する相談



- 借金(ローン、クレジット、サラ金、ヤミ金など)返済に行き詰っている。
- 生活費が足りず、『借りては返す』を繰り返している。
- 執拗な取立てで困っている。

...など、お悩みのことはありませんか？

相談

! 状況を伺ったうえで、下記の解決法の説明、必要に応じて関係機関の紹介を行います。

多重債務の解決方法

任意(私的)整理

裁判所を通さず私的に債権者と話し合いをして、借金の返済方法や金額を決め直す方法。弁護士などの専門家に代理人になってもらうケースが一般的。

調停による整理

裁判所の調停によって債務整理をする方法。裁判所の調停委員が債権者と債務者の間に入り、借金の減額などについて合意をうながす。

個人再生の手続き

借金の一部を3年間程度で払うことを条件に、残りの借金を免除してもらう方法。返済計画を裁判所に認めてもらう必要がある。

自己破産

裁判所の決定により、財産を債権者に分配したうえで、残った借金を免除してもらう方法。自己破産をすると、社会生活上一定の制限を受けるが、通常の生活に支障はない。

◎相談することにより借金問題は必ず解決します!!

◎必要に応じて、弁護士会等の関係機関の紹介を行います。弁護士や司法書士より受任通知を出してもらうことで、『法的に取立てがストップ』します!!

民事法律扶助制度 (司法書士、弁護士費用の立替制度)の説明も行っております。

まずは相談を! 解決策はきっとあります!!